

# 政策・施策形成に係る事務事業編成シート NO.2

健やかで安心なまちづくり  
(保健、医療、福祉などの視点)

# 政策・施策形成に係る事務事業編成シート

【①基本情報】	調書NO	18.0	対象年度	24	担当課	健康福祉課	課長名	渋谷 芳和
分野分類	健やかで安心なまちづくり							
政策6	保健の充実							
施策18	生活習慣病、各種がん疾病などから住民を守るための保健活動の推進							

## 【②現状と課題(計画抜粋)】

- 全国的な傾向と同様に本町における死亡原因も、がん、心疾患、脳卒中が高い割合を示しています。
- これら生活習慣病の予防には正しい知識の普及とともにそれを生活に生かすこと、検診等で早期に発見し、早期治療に結びつけることが必要です。
- 知識習得の動機づけをする健康教育、相談、個別訪問においては、働き盛りの30歳代から50歳代へのアプローチが難しく、検討課題となっています。
- 検診後の要精検者への受診勧奨体制については、確立されています。一方で、要指導者に対しては、同じ検査項目で毎年要指導になっている住民がいるなど、受診勧奨体制が不十分となっています。
- 今後、受診勧奨体制の確立と併せ、継続的なかわりを実践するために、保健師の確保についても課題です。また、保健指導や心の相談に関する研修参加が少ないことから、研修機会の増加と職員の資質向上が求められます。

## 【③施策の意図(計画抜粋)】

三大疾病(がん、心疾患、脳卒中)による死亡者を減少させる。

## 【④施策の展開(計画抜粋)】

- 健康増進法に基づき、疾病の早期発見・早期治療の勧奨と必要な保健指導を行い、住民の健康保持と生活習慣病の予防に努めます。
- 宮城県の健康増進計画「みやぎ21健康プラン」における各種検診の受診率目標を達成するため、検診会場、日時、個別勧奨、地域に出向いての啓発活動など、受診率の向上に向けた取組みを推進します。
- 町の健康増進計画や食育推進計画に基づき、今後も健康づくりの環境整備を推進します。
- 生活習慣病予防のほか、自殺防止への取組みとして、民生委員や健康協力員、住民を対象とした研修会等を開催するとともに、相談窓口の周知を図ります。

## 【⑤主要な目標(計画抜粋)】

対象	住民					
指標名	三大疾病による死亡者の割合					
指標の考え方	宮城県衛生統計における三大疾病(がん、心疾患、脳卒中)による死亡が死亡者全体の55.2%となっています。このことから、三大疾病による死亡率の低下を目標にしました。 三大疾病(がん、心疾患、脳卒中)÷死亡者×100					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	55.2%	55%	55%	54%	54%	53%
実績値	55.2%					

基準値の設定概要

## 【⑥具体的な取り組み(計画抜粋)】

- 疾病の早期発見・早期治療の勧奨と保健指導の実施
- 各種検診の受診率向上に向けた対策
- 健診事業に係る住民意向調査の実施
- 健康づくりを推進する環境の整備(施策10、施策12と連携)
- 自殺予防対策の実施と相談窓口の周知活動の展開

## 【⑦既存事務事業】 別紙「既存事務事業一覧表」のとおり

## 【⑧施策に対する事務事業の有効性検討】

区分	有効性に関する担当課の考え方
ア 施策の意図・対象に対する展開手法	がん、心疾患、脳卒中(三大疾病)による死亡者を減少させるためには、住民に対し健康増進法に基づく各種検診等を実施し疾病の早期発見・早期治療の勧奨、適切な保健指導を行う必要がある。また、このことが、住民の健康保持と生活習慣病の予防につながる。 受診率向上に向けた取組みとして、検診会場、日程、個別の受診勧奨や地域に出向いての啓発活動などを検討、実施し「みやぎ21健康プラン」(宮城県の健康増進計画)における各種検診の受診率目標に近づける。 町の健康増進計画や食育推進計画に基づき、関係機関と協力し健康づくりの環境整備を今後も推進していく。 生活習慣病予防の他、自殺防止への取組みとして民生委員・健康協力員・住民を対象とした研修会等を開催し知識の普及、啓発を図るとともに相談窓口の周知を徹底していく。
イ 主要な目標・対象に対する展開手法	目標達成のためには、各種検診を実施し疾病の早期発見・早期治療の勧奨が重要である。また、住民の心身の健康の保持・増進のために生活習慣病予防等の知識の啓発、実践につながるような保健指導を充実させ、特に働き盛り世代の死亡数の減少を目指し取り組んでいく。相談窓口の周知を徹底していく。
事務事業の展開手法	検診等の勧奨、適切な保健指導・啓発活動などの充実のためには保健師、管理栄養士等の人員の確保と研修等により指導者の質の向上が必要である。
ウ 人材育成・人材確保など	
エ 規制、インセンティブ、情報、環境要因など	検診会場、日程、個別受診勧奨や地域に出向いての啓発活動等から相談や検診を受けやすい状況を確認するとともに、相談窓口を身近なものにしていく。 働き盛り世代の受診率向上を目指し、節目年齢を契機にリーフレットの送付や検診料金の無料化などの取組みを進めることで検診の有効性を周知する。
オ 業務構造、事務事業間の連携など	地域に出向いての啓発活動の継続実施(検診・生活習慣病・自殺予防等)と民生委員及び健康協力員等との連携による適切な対応を目指す。 健康づくりや食育関連事業の関係機関(美里町社会福祉協議会、小・中学校、教育委員会生涯学習課等)と情報共有を図り、事業推進についての連絡会議等の設置検討を進める。

## 事務事業の再編成

## 【⑨事務事業の再編成】

事業区分	予算区分	事業名(中事業名)	事業概要	H24	H25	H26	H27
既存	予算	健康づくり推進協議会運営	地域の実情に応じた健康づくり対策の推進する。小児から老人に至るまでの健康づくりを体系的に審議企画する。				
既存	予算	食育推進会議運営	健全な心身を培い、豊かな人間性を育む食育を推進する(食育基本法)。				
既存	予算	結核健康診断事業	胸部X線検査の実施				
既存	予算	健康協力員設置事業	町の保健福祉事業を効率的・円滑に実施するために各行政区に委嘱する健康協力員の協力を得るもの。				
既存	予算	健康づくり推進事業	町民の健康課題を総合的に把握し、住民の健康保持、増進を図る。				
既存	予算	食育推進事業	子どもの頃から食事の大切さ等を学び、より良い食習慣を習得するための学習環境をつくる。親子料理教室				
既存	予算	食育サポーター養成事業	美里町食育推進計画に基づき、食の大切さ・食文化を学ぶ。 食育サポーター養成講座・学習会				

既存	予算	食生活改善推進事業	生活習慣病予防や正しい知識の普及を図る 地区栄養教室・食生活改善推進員の養成 美里町食生活改善推進委員会の活動支援					
既存	予算	胃がん検診事業	胃 X 線検査					
既存	予算	肺がん検診事業	胸部 X 線検査・喀痰細胞診					
既存	予算	大腸がん検診事業	便潜血検査(二日法)					
既存	予算	乳がん検診事業	超音波又は乳房 X 線撮影実施					
既存	予算	子宮がん検診事業	問診・超音波・細胞診実施					
既存	予算	前立腺がん検診事業	血液検査(前立腺特異抗原値)					
既存	予算	肝炎ウイルス検診事業	血液検査(B 型肝炎ウイルス・C 型肝炎ウイルス)					
既存	予算	健康診査事業	内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム) に着目した検査項目実施					
既存	予算	人間ドック事業	問診・計測・診察・心電図検査・眼底検査・ 胸部 X 線検査・胃 X 線検査・腹部超音波・骨 密度検査・尿検査・血液検査・便検査実施					
既存	予算	脳健康診査(脳ドック)事 業	脳の健康づくり問診・MRI 検査の実施					
既存	予算	歯周疾患健診関連事業	歯周疾患健診(口臭測定・口腔内診査・歯 みがき指導)の実施と事後指導、歯科ボラン ティア養成講座の実施					
既存	予算	骨粗しょう症健診事業	骨量測定と要指導者等に個別相談実施					
新規	非予算	食育推進連絡会議運営	健康づくりや食育関連の事業推進を検討す るワーキンググループを設置					
既存	予算	健康福祉センター施設管 理	施設の適切な管理運営を行う。					
既存	予算	生き生きセンター施設管 理	施設の適切な管理運営を行う。					

【⑩外部評価意見】

事務事業形成に係る外部評価委員の意見			
主任評価委員		評価委員	

# 政策・施策形成に係る事務事業編成シート

【①基本情報】	調書NO	19.0	対象年度	24	担当課	健康福祉課	課長名	渋谷 芳和
分野分類	健やかで安心なまちづくり							
政策6	保健の充実							
施策19	健やかな母子保健活動の推進							

## 【②現状と課題(計画抜粋)】

- 乳幼児等を取り巻く環境が大きく変化する中で、子どもに対する接し方や関わり方についても、個々の家庭や養育者が抱える問題は多様化しており、状況や内容に応じた個別支援が大切となっています。
- 虫歯予防対策に取り組むことは、乳児期からの規則正しい食生活習慣を築くとともに、全身の健康にもかかわることから、健診結果に基づく指導を今後も充実させていく必要があります。

## 【③施策の意図(計画抜粋)】

健やかな成長を支援する。

## 【④施策の展開(計画抜粋)】

- 出産や育児等について、気軽に相談できる環境やその機会を提供し、育児不安の軽減に努めます。
- 養育者が育児不安を持ちやすい時期、とりわけ新生児期に個別訪問することで、支援の必要な家庭を早期に把握し、対応します。
- 養育支援が必要な家庭に対し、関係機関と連携を図り、必要な支援ができるよう取組みます。
- 1歳6か月検診におけるフッ素塗布及びブラッシング指導を継続し、幼児健診における虫歯予防のための保健指導の充実を図ります。
- 元気で健康な子どもを育むために、予防接種未接種者の対策を継続して取組みます。

## 【⑤主要な目標(計画抜粋)】

対象	乳幼児及び養育者					
指標名	乳幼児健診受診率の維持					
指標の考え方	乳幼児期における健やかな発育には、乳幼児健診がとても大切です。また、健診にあわせ「心の相談」を実施しており、健診は相談の機会にもつながっています。 このことから、乳幼児健診の受診率95%以上を維持することを目標にしました。 (受診者実数÷受診対象者×100) ※4か月児、1歳3か月児、1歳6か月児、2歳児、3歳児及び股関節検査					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	94.6%	95.0%	95.0%	95.0%	95.0%	95.0%
実績値	94.6%	93.6%				

基準値の設定概要	
----------	--

## 【⑥具体的な取り組み(計画抜粋)】

- 気軽に利用できる育児相談(親と子の心の相談事業、健診時における心の相談)《施策31と連携》
- 新生児及び産婦への早期個別訪問に向けた体制強化(生後28日以内の訪問)
- 町が独自に行う1歳3か月児健診の継続実施
- 適正な食習慣指導及び幼児歯科検診による虫歯予防対策
- 予防接種未接種者への対策

## 【⑦既存事務事業】 別紙「既存事務事業一覧表」のとおり

## 【⑧施策に対する事務事業の有効性検討】

区分	有効性に関する担当課の考え方
ア 施策の意図・対象に対する展開手法	健やかな成長を支援するためには、発達の月齢を踏まえながら、どの時期にどのような育児不安を抱きやすいのか、また、対象者やその家庭が、何に不安を持ち悩んでいるのかを早期に把握し、個々の状況に応じた対応や支援が必要となる。迅速に対応していくためには、妊婦との初回面接となる「母子健康手帳交付」の場面において、妊娠や出産に対する思いや、妊婦を取り巻く家族の協力体制について、また、面接時点での心配ごとなどの有無を確認し、その内容にあった保健指導を行い、養育支援が必要な家庭においては、継続的な支援ができるよう取り組んでいく必要がある。 母子保健に関する相談は、様々な方法(来所、面接、電話、訪問など)で対応しており、気軽に相談できる体制にあることを、各場面を通して周知を図る。
イ 主要な目標・対象に対する展開手法	乳幼児期における健やかな発育・発達のためには、乳幼児健診が大切である。個々の問題が重症化する前に改善あるいは解決できるよう、養育者に正しい情報を伝えながら、適切な時期に望ましい行動がとれるよう支援していく必要がある。また、乳幼児健診未受診者については、電話等で受健に向けた働きかけを行い、目標を維持できるよう取り組んでいく。
事務事業の展開手法	現状の健診体制を維持していくためには、とりわけ小児科医の確保が重要である。健診の場面から医療機関につながるケースもみられており、病気の早期発見と養育者が抱えている問題解決に向けても、小児科医の存在は大きい。 今後も町立南郷病院と連携し、健診(4か月児健診、1歳3か月児健診)に小児科医の派遣を東北大学病院側に働きかけていく。 また、個々の家庭や養育者が抱える問題は多様化しているため、様々な相談に対応できるよう、担当職員については、研修会等にも積極的に参加し、相談技術を高めていく。
ウ 人材育成・人材確保など	
エ 規制、インセンティブ、情報、環境要因など	家庭における生活習慣等について、問題等があると判断される場合であっても、気にかけていなかったり、問題と捉えていない場合が見受けられる。カンファレンス等を通して、現在の傾向を掴むとともに、望ましい行動がとれるよう、健診に携わる各職種が連携し、健診結果に基づく指導を今後も充実させていく。
オ 業務構造、事務事業間の連携など	現在の乳幼児健診の流れを定着させるとともに、集団や個別指導の場面においては、課題としているむし歯予防対策や乳幼児期からの規則正しい食生活習慣に関する内容を強化していき、個別の養育支援が必要な家庭については、様々な関係機関(宮城県北部児童相談所、子ども家庭課等)と連携し早期に対応していくことを目指す。



## 【⑨事務事業の再編成】

事業区分	予算区分	事業名(中事業名)	事業概要	H24	H25	H26	H27
既存	予算	予防接種健康被害調査委員会運営	予防接種法に規定する予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理に資するため、地方自治法の規定により設置する。また、予防接種に起因したと思われる健康被害又は健康被害の事後対策に関すること等を調査審議する。(事案発生に応じ設置する)				
既存	予算	予防接種事業	各種の感染に対する免疫を持たない感受性者あるいは、免疫のブースター効果を目的とするものを対象に行い、感染予防及び発症防止、病気のまん延防止などを目的とする。(予防接種法等に基づき実施するもの)				

既存	予算	母子育児相談事業	新生児・乳幼児期の発育・発達を確認し、時期にあった適切な保健指導・栄養指導を行うことにより、保護者の育児不安を軽減し、乳児の健全な発育発達を図る。					
既存	予算	妊婦健康診査事業	妊娠時の異常を早期に見出し、早期に治療を行うことにより、母体の健康維持、向上を図り健全な児の出産を促す。					
既存	予算	乳幼児健康診査事業	乳幼児期の身体発育、精神発達等に関する健康診査を行い、疾病の早期発見、早期治療とともに、乳幼児期の健全な発達、発育を図る。					
既存	予算	乳児一般健康診査事業	乳児の疾病の早期発見、早期治療等を促進するため、県内の医療機関に委託し実施する。					

【⑩外部評価意見】

事務事業形成に係る外部評価委員の意見			
主任評価委員		評価委員	

# 政策・施策形成に係る事務事業編成シート

【①基本情報】	調書NO	20.0	対象年度	24	担当課	健康福祉課	課長名	渋谷 芳和
分野分類	健やかで安心なまちづくり							
政策6	保健の充実							
施策20	健康危機管理対策の推進							

## 【②現状と課題(計画抜粋)】

- 東日本大震災を踏まえて、災害時要援護者の登録者だけでなく、援護が必要な未登録者の把握を含めた台帳整備が求められます。
- また、乳児・妊婦などは災害時要援護者の登録の対象者になっていないことから、今後の対応方法を明らかにする必要があります。
- 災害発生時に、自主防災組織が行う安否確認後の災害弱者の避難先や、受け入れ態勢を具体的に決めておく必要があります。

## 【③施策の意図(計画抜粋)】

災害時の支援体制を確立する。

## 【④施策の展開(計画抜粋)】

- 健康危機管理対策の啓発活動を推進します。
- 災害弱者を事前に把握しておくと同時に、災害発生時における安否確認から避難所運営までの救済方法と救済体制の整備を進めます。
- 非常時の情報通信手段の確保を図ります。

## 【⑤主要な目標(計画抜粋)】

対象	災害時要援護者(乳児、妊婦を含む)
目標	乳児、妊婦などを含めた災害時要援護者の支援体制の確立を図ります。

基準値の設定概要	
----------	--

## 【⑥具体的な取り組み(計画抜粋)】

- 健康危機管理意識の啓発
- 災害時要援護者台帳の運用ルールの明確化《施策28と連携》
- 民生委員や社会福祉協議会と連携した災害弱者対策の整備
- 災害対応マニュアルの策定
- 災害時における情報通信手段の確保《施策46と連携》
- 空間放射線量モニタリングポストの設置《施策46と連携》

## 【⑦既存事務事業】 別紙「既存事務事業一覧表」のとおり

## 【⑧施策に対する事務事業の有効性検討】

区分	有効性に関する担当課の考え方
ア 施策の意図・対象に対する展開手法	町地域防災計画に基づき、乳児、妊婦を含めた災害時要援護者の避難所運営や救済体制のマニュアルを策定するとともに、災害時要援護者台帳を関係部署、社会福祉協議会、避難支援者、行政区長、民生委員児童委員及び自主防災組織と共有し、災害が発生した時に避難情報の伝達、避難誘導や安否確認を地域の中で受けられるよう体制整備を行っていく。 また、町民の健康を守るための健康危機管理の観点から、感染症の発生状況等の把握と、感染症予防に関する知識の普及啓発に努める。季節的に流行傾向がみられる感染症については、流行期前に予防啓発を徹底する。
イ 主要な目標・対象に対する展開手法	災害時要援護者の登録を進め、災害時要援護者台帳や妊娠届出等を活用しながら支援体制を整備する。
事務事業の展開手法	
ウ 人材育成・人材確保など	
エ 規制、インセンティブ、情報、環境要因など	
オ 業務構造、事務事業間の連携など	町社会福祉協議会との事務事業を調整しながら連携を図る。



## 【⑨事務事業の再編成】

事業区分	予算区分	事業名(中事業名)	事業概要	H24	H25	H26	H27
既存	予算	災害時要援護者支援プラン策定事業	民生委員児童委員により災害時要援護者登録と個別計画の見直しを行う。				

## 【⑩外部評価意見】

事務事業形成に係る外部評価委員の意見	
主任評価委員	評価委員

# 政策・施策形成に係る事務事業編成シート

<b>【①基本情報】</b>	調書NO	21.0	対象年度	24	担当課	町民生活課	課長名	渡辺 清孝
分野分類	健やかで安心なまちづくり							
政策6	保健の充実							
施策21	国民健康保険事業の充実							

## 【②現状と課題(計画抜粋)】

- 先進医療の発達等により長寿社会を迎えました。その反面、医療費の上昇傾向が続いており、国民健康保険税への影響のみならず、国民健康保険財政全体が厳しい運営状況にあります。
- 医療費を抑制するためには、定期的な検診の受診などとあわせ、“自分の健康は自分で守る”といった住民一人ひとりの健康に対する意識向上が求められます。
- 平成25年度を目標に市町村国民健康保険事業の都道府県単位化が計画されていることから、その動向を注視しながら保険事業運営を進める必要があります。

## 【③施策の意図(計画抜粋)】

国民健康保険事業の安定化を図る。

## 【④施策の展開(計画抜粋)】

- (1) 重複受診の防止策として訪問指導等の徹底を図り、ジェネリック医薬品を推奨していきます。
- (2) 特定健康診査等の受診率向上を図り、早期発見、早期治療に努めます。
- (3) 国民健康保険財政の安定化を図るため、国民健康保険税の徴収対策を徹底します。

## 【⑤主要な目標(計画抜粋)】

対象	国民健康保険被保険者					
指標名	特定健康診査の受診率					
指標の考え方	メタボリックシンドロームの予防及び改善は、生活習慣病の予防につながり、医療費の抑制及び安定した国民健康保険事業につながることから、特定健康診査の受診率の向上を目標としました。					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	44.6%	45.0%	47.0%	48.0%	49.0%	50.0%
実績値	44.6%(速報値)					

基準値の設定概要	
----------	--

## 【⑥具体的な取り組み(計画抜粋)】

- (1) 重複受診者の把握と保健師による訪問指導の実施
- (2) ジェネリック医薬品希望カード及びリーフレットの配布
- (3) 特定健康診査などにおける個別検診の実施

## 【⑦既存事務事業】 別紙「既存事務事業一覧表」のとおり

## 【⑧施策に対する事務事業の有効性検討】

区分	有効性に関する担当課の考え方
ア 施策の意図・対象に対する展開手法	<p>現行の国民健康保険法は昭和33年12月に公布され、昭和36年4月に国民皆保険制度が確立したが、少子高齢化や低所得者層による運営等、構造的な問題を抱えており危機的状況にある。さらには医療技術の進歩による医療費の上昇が国保財政悪化に拍車をかけている。こうした中、国では「社会保障と税の一体改革」を掲げているがその内容は不透明である。</p> <p>国保保険者の広域化が先送りになった今、町独自で適正受診を目指し、短期的に医療費を抑えるのは容易なことではない。しかしながら、もともと密接な関係のある医療と健康づくりの観点から、健診を通して生活習慣の改善を図り、医療費の削減や保険制度の安定化が求められている。</p>
イ 主要な目標・対象に対する展開手法	<p>特定健康診査等は「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、その実施状況等を国に報告しなければならない(法定報告)、それにより受診率が確定する。</p> <p>かつての住民健診同様受診率が伸び悩む中、主要目標の達成のためには、健診を積極的に受診する工夫が必要になってくる。当初の法定検査項目だけでなく、追加検査項目の検討、他の健診との同時実施、又は、集団健診以外の受診機会の提供、さらには先進地の対策を取り入れることも必要である。また、それらに必要な財源の確保や現場の状況を国に訴えていくことも必要である。</p>
事務事業の展開手法	<p>保険事業担当職員の県あるいは国民健康保険団体連合会主催の研修会への積極的参加により、現在の実施方法に関しての問題点を洗い出し、また、町の受診データの分析により重点項目を定めることにより、次年度の健診に生かしていく。</p>
ウ 人材育成・人材確保など	
エ 規制、インセンティブ、情報、環境要因など	<p>特定健診等は法定であるため、共通の問題を抱える全国の市町村や近隣市町村の実態や情報を積極的収集し、美里町の特定健診への活用を検討する。</p> <p>また、地域の各種団体の協力を通して健診の啓発や受診を呼びかける。</p>
オ 業務構造、事務事業間の連携など	<p>美里町が実施する各種健診等との連携を図り、より受診しやすい体制を整える。</p>



## 【⑨事務事業の再編成】

事業区分	予算区分	事業名(中事業名)	事業概要	H24	H25	H26	H27
既存	予算	運営協議会費	国保事業の運営に関する事項の審議	〃	〃	〃	〃
既存	予算	疾病予防費	各種検診の一部負担金に対する助成の実施等	〃	〃	〃	〃
既存	予算	特定健康診査等事業費	40歳～74歳被保険者特定健診実施	〃	〃	〃	〃
新規	非予算	特検診等実施計画見直し事業	特定健診・保健指導第二期計画期間の実施計画作成を行う。	〃	〃	〃	〃

## 【⑩外部評価意見】

事務事業形成に係る外部評価委員の意見	
主任評価委員	評価委員

# 政策・施策形成に係る事務事業編成シート

【①基本情報】	調書NO	22.0	対象年度	24	担当課	南郷病院	課長名	大橋 浩二
分野分類	健やかで安心なまちづくり							
政策7	医療の充実							
施策22	地域医療体制と町立南郷病院の充実							

## 【②現状と課題(計画抜粋)】

- 本町の医療機関は、内科、外科、小児科、眼科及び整形外科を持つ町立南郷病院のほか、2病院、8医院、11歯科医院(平成24年3月末)があります。
- しかし、町内には、産婦人科や精神科等の診療機関がなく、また、町立南郷病院の小児科も週に1日、眼科と整形外科にあっては月に2日のみの診療で、多くを近隣市町の医療機関に依存しているのが現状です。
- 町立南郷病院では、内科医及び外科医による在宅訪問診療を実施していますが、高齢化社会の進行により、在宅医療サービスを必要とする患者が年々増加しています。こうした需要に応えるために在宅訪問診療の一層の展開が求められています。

## 【③施策の意図(計画抜粋)】

地域医療サービスの充実を図る。

## 【④施策の展開(計画抜粋)】

- (1) 医師の安定的な確保と機能の充実強化から、町立南郷病院を町の医療拠点に位置づけるとともに、通院手段となる住民バスの運行を継続するなど、交通弱者にも通院しやすい環境を整備します。
- (2) 町立南郷病院における外来診療と入院診療を充実させるとともに、今後、新たな需要と期待される在宅訪問診療の拡充に努めます。
- (3) 町内及び周辺市町の医療機関の協力を得ながら、また、周辺自治体との連携強化を図りながら地域医療体制の整備を進めます。

## 【⑤主要な目標(計画抜粋)】

対象	住民等					
指標名	在宅訪問診療件数					
指標の考え方	高齢化の進行により、在宅医療サービスを必要とする患者が年々増加する傾向にあることから、在宅訪問診療回数の増加を目標としました。					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	560件	560件	570件	580件	590件	600件
実績値	560件	525件				

基準値の設定概要	
----------	--

## 【⑥具体的な取り組み(計画抜粋)】

- (1) 地域医療拠点としての町立南郷病院の充実《施策45と連携》
- (2) 在宅訪問診療の拡充
- (3) 医療機関及び周辺自治体との連携強化

## 【⑦既存事務事業】 別紙「既存事務事業一覧表」のとおり

## 【⑧施策に対する事務事業の有効性検討】

区分	有効性に関する担当課の考え方
ア 施策の意図・対象に対する展開手法	増加傾向にある高齢患者に対応するため、訪問診療を充実させる必要があるが、常勤医師が不足している現在の体制では、これ以上、訪問診療件数を増やすことは難しい状況である。この状況を解決するためには、常勤医師の安定的な確保が必要不可欠である。
イ 主要な目標・対象に対する展開手法	目標を達成するためには、常勤医師を確保することにより、安定的に訪問診療を行える環境を整備することが必要である。
事務事業の展開手法	
ウ 人材育成・人材確保など	内科の常勤医師を確保することが必要である。そのために、東北大学及び宮城県に対して常勤医師の配置を要望する。
エ 規制、インセンティブ、情報、環境要因など	大崎市民病院を中心とした周辺市町との連携により、病院間の協力体制を強固にする必要がある。
オ 業務構造、事務事業間の連携など	「施策23 救急医療体制・広域医療体制の整備と充実」との連携により、地域住民が安心して生活できる体制を強化する必要がある。



## 【⑨事務事業の再編成】

事業区分	予算区分	事業名(中事業名)	事業概要	H24	H25	H26	H27
既存	予算	病院事業	住民に対して医療の提供を行うとともに、検診等により病気の予防を図る。				

## 【⑩外部評価意見】

事務事業形成に係る外部評価委員の意見			
主任評価委員		評価委員	

# 政策・施策形成に係る事務事業編成シート

【①基本情報】	調書NO	23.0	対象年度	24	担当課	健康福祉課	課長名	渋谷 芳和
分野分類	健やかで安心なまちづくり							
政策7	医療の充実							
施策23	救急医療体制・広域医療体制の整備と充実							

## 【②現状と課題(計画抜粋)】

- 必要な救急医療活動を妨げる安易な救急車の利用や、診療時間外の軽症患者の受診が増加しています。
- 休日の初期救急医療については、遠田郡及び大崎地区の医師会等の協力を得て、在宅当番医制事業や大崎地域病院群輪番制事業で対応しています。
- 町立南郷病院では、平日夜間を含め初期救急医療を行っています。
- 平日夜間の救急医療や高次の医療機関整備が求められていますが、町単独で整備していくことは実質的に困難なことから、医療圏単位における検討、整備が必要です。

## 【③施策の意図(計画抜粋)】

初期救急医療を維持する。

## 【④施策の展開(計画抜粋)】

- 救急患者の救命率向上に有効な応急手当等の普及や、救急医療機関の適切な利用についての啓発活動を推進します。
- 周辺自治体と連携強化を図りながら、大崎医療圏としての救急医療体制の整備、充実を推進します。
- 住み慣れた地域における適切な医療確保のため、町立南郷病院の充実に努めます。

## 【⑤主要な目標(計画抜粋)】

対象	平日夜間・休日の救急急病患者					
指標名	平日夜間・休日の初期救急医療体制が整っている日数					
指標の考え方	遠田郡及び大崎地区の医師会等との連携協力や町立南郷病院での対応により、今後も、平日夜間・休日の初期救急医療体制を維持していくことを目標としました。					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	365日	366日	365日	365日	365日	366日
実績値	365日	366日				

基準値の設定概要	
----------	--

## 【⑥具体的な取り組み(計画抜粋)】

- 救急医療機関の適正利用の啓発活動の展開
- 救急医療体制の広域的整備の検討
- 大崎市民病院救命救急センターとの連携強化

## 【⑦既存事務事業】 別紙「既存事務事業一覧表」のとおり

## 【⑧施策に対する事務事業の有効性検討】

区分	有効性に関する担当課の考え方
ア 施策の意図・対象に対する展開手法	安易な救急車の利用や診療時間以外の軽症患者の受診等、重篤な救急患者に対応すべき救命救急センターの受診者の6割以上は初期救急の患者であるなど、救急医療体制継続に支障をきたしかねない現状にある。 町民に救急医療機関の適切な利用について理解を求めめるための広報活動とともに、地域における初期救急の役割を担う町立南郷病院の充実を図る。
イ 主要な目標・対象に対する展開手法	遠田郡医師会による休日昼間、大崎病院群による休日昼間・夜間の輪番制事業の継続実施について協力を頂くとともに、平日夜間の初期救急医療については、町立南郷病院で対応していただくよう、継続実施の課題については医師会等と協議を進めていく必要がある。
事務事業の展開手法	救急患者の救命率向上のために、適切な手当てが有効であることを町民に周知していく。 夜間の子どもの急病に対する保護者の不安解消のために、宮城県が実施する「宮城県こどもの夜間安心コール」の周知と、応急手当等について普及して行く。
ウ 人材育成・人材確保など	
エ 規制、インセンティブ、情報、環境要因など	本来、救急医療の初期救急や二次救急医療については各自自治体が行うこととなつてはいるものの、医師・看護師の不足や高齢化、診療科の偏在や多様化など地域医療の環境は大きく変化しており24時間体制の救急医療の確保は町単独では難しい現状にある。 このことから、大崎医療圏内での救急医療体制について検討・整備が必要であり、関係機関と協議をしていく。
オ 業務構造、事務事業間の連携など	大崎医療圏内での地域医療体制とともに、救急医療体制の検討・整備していくよう、周辺自治体と協議を通し、連携強化を図っていく。



## 【⑨事務事業の再編成】

事業区分	予算区分	事業名(中事業名)	事業概要	H24	H25	H26	H27
既存	予算	大崎市民病院救命救急センター運営事業	大崎市が設置した救命救急センターの運営費用の一部を県北地域の構成市町3市4町で負担しあい、県北地域における高次救急医療体制の充実を図る。				
既存	予算	大崎地域休日夜間医療対策事業	遠田郡医師会による休日日中の在宅当番医制事業及び大崎地区病院群輪番制事業による休日の二次救急体制等により、休日における救急医療体制を整備				
既存	予算	大崎市医師会附属高等看護学校運営事業	大崎市医師会が運営する高等看護学校に大崎地域の1市4町が法令外負担金を支出しあい、看護師を養成する。				

## 【⑩外部評価意見】

事務事業形成に係る外部評価委員の意見			
主任評価委員		評価委員	

# 政策・施策形成に係る事務事業編成シート

【①基本情報】	調書NO	24.0	対象年度	24	担当課	健康福祉課	課長名	渋谷 芳和
分野分類	健やかで安心なまちづくり							
政策8	高齢者福祉の充実							
施策24	高齢者が健康で元気に暮らすための対策							

## 【②現状と課題(計画抜粋)】

- 本町の高齢化率は、28.8%(平成22年国勢調査)と県平均の22.3%を上回り、県内35市町村中12番目の高い水準となっています。
- また、一般世帯に占める高齢単身世帯が8.5%、高齢夫婦世帯が10.4%と、いずれも高い割合を示しています。
- 今後、団塊の世代が高齢期を迎える中で、少子高齢化、核家族化は一層進んでいくものと予想されます。
- 一人ひとりの高齢者ができるだけ住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、地域で支える地域福祉の力が求められるとともに、要介護状態になる前からのそれぞれに応じた予防対策が求められます。
- こうした中、高齢者自身が健康を維持し、社会参加への促進は重要な課題であり、就業や交流事業など、生きがいづくりへの支援が必要となっています。
- シルバー人材センター事業は、公共性、公益性が高い事業であり、事業運営に対する財政支援が求められます。

## 【③施策の意図(計画抜粋)】

65歳以上の元気な高齢者の維持、増加

## 【④施策の展開(計画抜粋)】

- (1) 要支援予備軍(二次予防事業対象者)を対象に、要支援状態へ移行しないための介護予防対策を重点的に展開します。
- (2) 高齢者を要介護状態から守るための取組みを町内の各地域において継続的に展開します。
- (3) クラブ活動、地域活動などを通して、より多くの高齢者が社会活動に参加できるよう支援します。
- (4) シルバー人材センターの活性化等により、高齢者の就業の場を確保します。

## 【⑤主要な目標(計画抜粋)】

対象	65歳以上の高齢者					
指標名	65歳以上の高齢者のうち要介護認定を受けていない方の割合					
指標の考え方	介護認定を受けることのない65歳以上の高齢者が多くなれば、元気な高齢者が多いということになることから、要介護認定を受けていない高齢者の割合を目標としました。 介護認定を受けていない高齢者の割合=1-要介護認定率(介護認定者数÷65歳以上の人口×100)					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	83.57%	83.40%	84.00%	85.00%	86.00%	86.00%
実績値	83.57%	83.55%				

基準値の設定概要	
----------	--

## 【⑥具体的な取り組み(計画抜粋)】

- (1) 要支援予備軍である二次予防事業対象者の把握
- (2) 介護予防事業(生きがいデイサービス、運動機能向上事業、口腔器の機能向上事業、介護予防の地区健康教室・啓発事業、認知症サポーター養成講座)
- (3) 高齢者社会活動支援事業(老人クラブ助成、敬老事業)
- (4) シルバー人材センター支援事業《施策42と連携》

## 【⑦既存事務事業】 別紙「既存事務事業一覧表」のとおり

## 【⑧施策に対する事務事業の有効性検討】

区分	有効性に関する担当課の考え方
ア 施策の意図・対象に対する展開手法	65歳以上の元気な高齢者が多くなるためには、自ら介護予防に取り組む人が多くなる必要がある。そのためには、二次予防事業対象者に対策を展開することの他に、あらゆる人に介護予防の取り組みについて知識を持ってもらうようにすることや身近に参加できる活動の場をつくる等し、活動的な高齢者が多くなるよう展開していく。
イ 主要な目標・対象に対する展開手法	主要な目標の達成のためには、元気な高齢者が多くなることが不可欠である。美里町地域包括支援センターが主体となり、一次予防事業で、広く町民に介護予防の必要性を周知し、二次予防事業では、特に介護予防に努める必要がある方に対し、事業を実施することにより、町全体で介護予防に取り組めるよう事業を展開する。また、美里町社会福祉協議会との連携を図りながら、元気な高齢者が老人クラブ等で活動できるよう支援する。
事務事業の展開手法	将来的には地域で介護予防を推進することのできるボランティアの育成が望まれる。そのためには、まず啓発を行い、必要性を広く周知すること及び介護予防事業への参加を促進する。
ウ 人材育成・人材確保など	
エ 規制、インセンティブ、情報、環境要因など	美里町内には、気軽に通って運動ができる場が少ない状況である。そのため、各事業を継続しつつ様々な人が介護予防に参加できる仕組みをつくる必要がある。また、介護予防の必要性が各地域に浸透しているとは言えない状態であることから、地域に出向いての介護予防事業の実施等を通して啓発を図る必要がある。
オ 業務構造、事務事業間の連携など	敬老式の開催や老人クラブの活動支援、生きがいデイサービス事業等について、美里町社会福祉協議会への委託により実施するとともに、介護予防を推進する上で重要となるボランティアの育成・確保についても、連携を図りながら事業を推進する。



## 【⑨事務事業の再編成】

事業区分	予算区分	事業名(中事業名)	事業概要	H24	H25	H26	H27
既存	予算	敬老事業	敬老の意を表し、対象者の長寿を祝う。また、町民に対し、広く敬老思想の普及を図る。				
既存	予算	老人クラブ支援事業	各地区の老人クラブに補助金を出し、活動の支援を行う。				
既存	予算	生きがいデイサービス事業	65歳以上の方が、閉じこもりやもの忘れを予防していくため、定期的に通所できる事業を実施				
既存	予算	二次予防事業	特に介護予防が必要な65歳以上の方に対し、指導・相談を行うことで、要介護状態になることを防ぐ。二次予防対象者の把握、運動機能向上、口腔器の機能向上など。				
既存	予算	一次予防事業	一般の高齢者が要介護状態にならず、生涯自立した生活を送ることをめざし、事業を展開。介護予防の地区健康教室、啓発事業、認知症サポーター養成講座など。				
既存	予算	老人憩いの家等施設管理	施設の適切な管理運営を行う。				
既存	予算	不動堂複合施設管理	施設の適切な管理運営を行う。				
既存	予算	健康診査費 ※町民生活課所管事業	後期高齢者医療の被保険者を対象とした健康診査を実施する。				

【⑩外部評価意見】

事務事業形成に係る外部評価委員の意見			
主任評価委員		評価委員	

# 政策・施策形成に係る事務事業編成シート

【①基本情報】	調書NO	25.0	対象年度	24	担当課	健康福祉課	課長名	渋谷 芳和
分野分類	健やかで安心なまちづくり							
政策8	高齢者福祉の充実							
施策25	高齢者福祉サービスの充実							

## 【②現状と課題(計画抜粋)】

- 高齢化の進展とともに、介護サービスを必要とする高齢者、またそれを支える家族が地域には増えていきます。
- 独居や高齢者世帯が増加する中では、介護保険制度や高齢者福祉サービス等を活用しながらの生活が必要となります。
- 高齢者や介護している家族が安心して生活が送れるよう、各サービス事業所との連携や見守りの強化、また、包括支援センターの相談業務の強化が求められます。

## 【③施策の意図(計画抜粋)】

高齢者やその家族が安心して生活が送れるサービスの向上を図る。

## 【④施策の展開(計画抜粋)】

- 支援が必要な高齢者が利用できるよう高齢者福祉サービスを継続的に実施します。
- 高齢者の介護及び支援を行っている家族に対し、その負担を軽減できるよう支援します。
- 高齢者とその家族が安心して生活できるよう、各サービス事業所との連携や地域の見守り体制の構築を図ります。
- 介護サービス事業所が町内に参入しやすい環境づくりを進め、サービス基盤の整備を促進します。
- 介護保険制度を正しく理解していただくための広報・啓発活動を展開します。
- 認知症に対する対策を推進します。

## 【⑤主要な目標(計画抜粋)】

対象	高齢者福祉サービス利用者等					
指標名	高齢者福祉サービスの利用満足度					
指標の考え方	支援を必要とする高齢者やその家族が、安心して生活が送れるよう、利用者の立場に立った高齢者福祉サービスを確保するため、サービス利用者の満足度の向上を目標としました。 ※平成24年度に実施するアンケート調査結果を基準値とします。					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	—	—	基準値	基準値↑	基準値↑	基準値↑
実績値	—	—				

基準値の設定概要	毎年度末に、各種サービスの利用者に対して、現在利用中のサービス等についての満足度を調査する。
----------	--

## 【⑥具体的な取り組み(計画抜粋)】

- 高齢者支援(生きがいデイサービス・外出支援・配食サービス・生活管理指導短期宿泊)
- 介護家族支援(紙おむつ等支給・徘徊高齢者家族支援・介護慰労金支給・サービス事業所との連携と相談業務の強化・高齢者の疾病や介護についての学習会の開催)
- 支援体制の強化(高齢者世帯の見守り・緊急通報システム・サービス事業所との連携と相談業務の強化)
- 利用しやすい介護サービスの推進
- 介護保険制度の適正な運用と広報活動
- 認知症対策(相談の実施、認知症サポーター養成講座・認知症や認知症の介護についての学習会・認知症家族介護者交流会の開催)

## 【⑦既存事務事業】 別紙「既存事務事業一覧表」のとおり

## 【⑧施策に対する事務事業の有効性検討】

区分	有効性に関する担当課の考え方
ア 施策の意図・対象に対する展開手法	<p>高齢者及びその家族が安心して生活が送れるサービスの向上を図るためには、町全体の取組みを考える際にはニーズの把握を行うことが重要であり、また、個々のケースを考える場合には、住環境、家庭環境、身体状況、経済状況等々、個々の状況を把握することも必要である。</p> <p>そうした情報収集の取組みと同時に、より幅広く高齢者やその家族のニーズに対応するため、サービス提供事業所間の連携や事業所と町の連携を強化することも重要となってくる。</p> <p>サービスを必要としていながらも、事業の周知が行き届かないためにサービスを受けていないケースが存在することから、既存事業の周知とさらには介護保険制度全般にわたる広報啓発を行い、制度全体の理解を深め、必要とする人が必要とする内容のサービスを受けられるようにすることが必要である。</p>
イ 主要な目標・対象に対する展開手法	<p>サービス利用者等が現に満足しているかどうかについては、現場で直接対象者と関わりを持つ、各サービス事業所や地域包括支援センター職員が聞き取りなどで確認できるので、そういった利用者等の生の声に耳を傾けながら、事業の効果を検証し、事業の継続、廃止、改善などにつなげ、更なる利用者満足度の向上を図る。</p>
事務事業の展開手法	<p>高齢福祉のマンパワーとして、家族、地域のボランティアがあり、事業所、美里町地域包括支援センターが連携を取りながら支援する。</p> <p>地域のボランティアについては中心となるのが、民生委員であり、自治会等であるが、美里町社会福祉協議会と連携を図りながら、小地域福祉活動推進事業の中で機能強化を図っていく必要がある。</p> <p>介護サービス事業所と町との連携強化のひとつとして、介護サービス事業所連絡会を設置し、定期的に研修会を開催し、介護支援の質の向上や介護給付費適正化に向けた学習を行い、個々のスキルアップ、ひいては利用者に対するサービス向上をめざした取り組みを継続して実施していく必要がある。</p> <p>また、家族介護者に対しての学習会や交流会を開催し、普段から対象者と接している介護者の介護力アップと介護疲れの軽減を図っていくことも継続して実施していく必要がある。</p>
ウ 人材育成・人材確保など	<p>高齢福祉計画の基本理念として「高齢者が住み慣れた地域で生き生きと自立した生活ができるように支援する」と掲げているが、この実現には地域ボランティアは必要不可欠である。より対象者が安心して暮らせるようにするため、地域で高齢者を支えるボランティア機能の強化が望まれる。介護保険制度や既存の高齢者福祉サービスの情報提供、緊急時の支援、連絡体制など事前に協議をするなど、情報的手法が有効であると考えられる。</p>
エ 規制、インセンティブ、情報、環境要因など	<p>現在、地域包括支援センターを健康福祉課内に併設し、町が直接運営をしていることで、様々な問題を抱える高齢者に対応する際は高齢福祉、社会福祉、介護はもとより、庁内関係部署に働きかけながら適切、かつ迅速に支援をすることができ、有効な組織形態であると考えられる。今後は更なる連携と情報共有を図り高齢福祉サービスの充実につなげていく考えである。</p>
オ 業務構造、事務事業間の連携など	



## 【⑨事務事業の再編成】

事業区分	予算区分	事業名(中事業名)	事業概要	H24	H25	H26	H27
既存	予算	社会福祉施設整備事業補助金交付事業	町内の養護・特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人に対し、施設整備借入金の一部を補助する事業	—	—	—	—
既存	予算	老人保護措置事業	在宅での日常生活に支障があるものについて町の措置により施設入所を行う事業	—	—	—	—
既存	予算	老人ホーム入所判定委員会運営	老人ホームの入所措置の適正を期するため入所措置の可否を判定する。	—	—	—	—
既存	予算	高齢者外出支援事業	歩行困難者の移送サービス	—	—	—	—
既存	予算	高齢者等総合相談事業	高齢者が気軽に相談できる窓口を設置し問題解決を図る事業	—	—	—	—
既存	予算	生きがいデイサービス事業 ※施策24/再掲	小規模なデイサービス等の福祉サービス	—	—	—	—

既存	予算	ひとり暮らし老人等緊急通報システム運営	ひとり暮らし高齢者世帯に緊急通報機器を貸与し緊急時に速やかに救援を行えるようにするサービス					
既存	予算	介護保険低所得者利用負担軽減事業	社会福祉法人等による利用者負担軽減制度を行っている場合に基準額を補助する事業					
既存	予算	介護保険事業	介護保険制度の適正な運営及び各種給付事務を行う。					
既存	予算	介護認定審査会費	介護認定審査会を設置し、要介護認定を行う。					
既存	予算	運営委員会費	介護保険に関する施策実施への意見反映を行う。					
既存	予算	配食サービス事業	栄養バランスのとれた食事を提供するとともに安否の確認を行うサービス					
既存	予算	生活管理指導短期宿泊事業	基本的な生活習慣が欠如しているひとり暮らし高齢者を短期間の施設宿泊により、正しい生活習慣を取り戻してもらうよう指導支援を行う事業					
既存	予算	徘徊高齢者家族支援事業	徘徊のみられる高齢者を介護する家族にGPS端末機器を貸与し、徘徊時に即座に位置情報を入手できるようにする事業					
既存	予算	ねたきり老人等介護慰労金支給事業	寝たきり老人等を介護する家族に対して労をねぎらうため慰労金を支給しまた家庭の安らぎと福祉の増進を図る事業					
既存	予算	高齢者紙おむつ等支給事業	介護保険の要支援・要介護に該当し、常時失禁状態にあるものを在宅で監護している家族に対しておむつ等を購入できる利用券を支給する事業					
既存	予算	家族介護者交流事業	認知症を介護する家族に対し、研修会や交流会を開催する事業					
既存	予算	包括的支援事業	個別高齢者の実態把握とケアプランのマネジメント、その他、高齢者を包括的に支援を行うための様々な取り組みを行う事業					
既存	予算	地域包括支援センター運営協議会運営	地域包括支援センターの適切な運営を行うとともに中立性を確保する。					
既存	予算	権利擁護事業	高齢者の権利擁護のため、高齢者虐待への対応、成年後見人制度の活用促進などに関する事業					
既存	予算	介護予防支援事業	介護予防支援計画を作成するとともに関係機関と連絡調整を行いサービス提供等が確保されるよう取り計らう事業					

【⑩外部評価意見】

事務事業形成に係る外部評価委員の意見			
主任評価委員		評価委員	



【⑩外部評価意見】

事務事業形成に係る外部評価委員の意見			
主任評価委員		評価委員	

# 政策・施策形成に係る事務事業編成シート

<b>【①基本情報】</b>	調書NO	27.0	対象年度	24	担当課	健康福祉課	課長名	渋谷 芳和
分野分類	健やかで安心なまちづくり							
政策9	障害者福祉の充実							
施策27	生活支援の充実							

## 【②現状と課題(計画抜粋)】

- 福祉サービスの利用や親亡き後の権利擁護などに関する相談利用者が増加するとともに、相談内容が多岐にわたり、問題も複雑化・長期化している現状です。
- また、障害のある人が利用する福祉サービス等を自分で選び、自分で決めることができるよう適切な情報提供が必要です。
- 精神障害のある人が福祉サービスの対象となり、利用ニーズが年々増加しています。障害のある人の障害の状況や特性に応じて、一人ひとりの個性や能力を最大限に伸ばす支援が必要です。
- 障害のある人が住み慣れた地域で自立して生活を営むためには、在宅福祉サービスや日中活動の場の確保など、計画的な障害福祉サービスの整備が必要です。
- 今後、高齢化に伴う親亡き後の対応が重要課題となっており、グループホームやケアホームの居住系サービスの基盤整備が必要です。
- 障害者数が年々増加しています。特に、生活習慣病を原因とする障害や精神障害が主なものとなっています。
- 乳幼児期における子どもは、心身の成長期にあります。発達遅れや障害が発見される場合があり、障害原因の疾病の予防や早期発見・治療が求められています。

## 【③施策の意図(計画抜粋)】

在宅生活の不安解消と相談体制の充実を図る。

## 【④施策の展開(計画抜粋)】

- 在宅生活の不安解消のため、必要ときに必要な相談に対応できる体制を整備します。
- 判断能力が不十分な障害のある人が安心して生活を送れるよう、権利擁護を推進します。
- 障害のある人がサービスを自己選択、自己決定できるよう情報提供に努めます。
- 町内の障害福祉サービス事業所等を活動拠点として充実します。
- 親亡き後の対応として、グループホーム等の基盤整備を事業者に対し働きかけます。
- 障害原因の疾病の予防と早期発見・早期治療に努めます。

## 【⑤主要な目標(計画抜粋)】

対象	障害者及びその家族等					
指標名	障害者相談支援事業所の利用者数					
指標の考え方	地域で自立した生活を送るためには、在宅生活の不安解消と相談体制の充実が求められることから障害者相談支援事業所の利用者数の増加を目標としました。					
	【身体・知的障害】 療育手帳保持者の5年間の伸び率: 1.16% / 平成22年度実績: 34人 平成27年度想定: 34人 × 1.16% = 39人 …… ①					
目標値	【精神障害】 精神通院利用者の5年間の伸び率: 1.53% / 平成22年度実績: 28人 平成27年度想定: 28人 × 1.53% = 43人 …… ②					
	【平成27年度目標】 ①39人 + ②43人 = 82人					
実績値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	62人	66人	70人	74人	78人	82人

基準値の設定概要	
----------	--

## 【⑥具体的な取り組み(計画抜粋)】

- 現在、大崎圏域1市4町で委託している相談支援事業所については、今後、町単独で設置し、相談者の利便性を高め、より身近で寄り添った支援を行います。
- 成年後見制度の利用促進を図ります。
- 法制度について、町のホームページや広報紙に掲載し、情報提供を行います。
- 町内の通所サービス事業所、地域活動支援センターを活動拠点とし、事業所と密に連携し日中活動の場を確保します。
- グループホーム等を運営する事業者の町内参入を図ります。
- 健康診査や精神保健相談、保健指導により障害原因の疾病の早期発見・早期治療に努めます。

## 【⑦既存事務事業】 別紙「既存事務事業一覧表」とおり

## 【⑧施策に対する事務事業の有効性検討】

区分	有効性に関する担当課の考え方
ア 施策の意図・対象に対する展開手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある人が地域生活で安心し自立した生活を送れるよう、行政機関、相談支援事業所の相談機関の機能を強化し、地域の身近な障害者相談員と連携を図りながら相談支援の充実を図る。</li> <li>・身近な行政機関への相談が多く、現在1市4町で相談支援事業所を共同設置しているが、事務所が大崎市にあることから利便性が良くない。</li> <li>・近年、相談件数が増え、また、多問題を抱える家族のケースなど複雑化し、行政機関だけでの対応は困難となっていることから、現在の委託相談支援事業を継続することが適切であるものの、事業所が身近な場所にあり必要なときに必要な相談ができるよう、従来の共同設置から単独設置することにより、寄り添った相談支援が可能になると考える。</li> <li>・権利を擁護する事業を推進し、成年後見制度の利用を促進することにより、知的障害、精神障害のある町民の権利や財産が守られ、判断能力が不十分な障害のある人でも地域で安心して生活できるようになる。また、障害者虐待防止法に基づき、虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応など適切な支援を行うためには、全ての町民に啓発し、協力し合い、虐待を未然に防ぐ体制づくりが有効と考える。</li> <li>・障害のある人が自らの選択によりサービスを利用するときや日常生活を営むために多種多様な情報を必要とするので、ホームページ、声の広報など障害特性に配慮した情報提供に努める。</li> <li>・障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むためには、日中活動の場が必要であり、町内の「のぎく」「わはわ美里」を障害のある人の活動拠点として位置付け、利用者の日中活動支援や就労意欲を向上させることにより、生きがいや励み、明るい生活の形成となり、また、家族の介護負担軽減につながる。</li> <li>・保護者の高齢化により親亡き後への不安が大きな問題となっており、グループホームなどの居住の場が必要である。社会福祉法人が行う居住系サービスの基盤整備を働きかけ、地域の理解を得ながら居住の場を確保することにより、住み慣れた地域で生活が続けられるよう支援する。</li> <li>・障害の原因となる疾病を健康診査などにより早期発見、早期治療、療育することが障害を少なくすることにつながるため、町の健康指導等を推進し、成人病予防などに努める。</li> </ul>
イ 主要な目標・対象に対する展開手法	<p>主要目標を達成するためには、現在、大崎市に事務所を有する相談支援事業所に委託していることから、行政機関に寄せられた相談が相談支援事業所につながれ、フォローアップするよう連携する。また、1市4町で共同設置している相談窓口を町単独のものとする事により、身近な相談支援事業所とし、併せて、家庭訪問などによる相談支援を実施することにより目標を達成する。</p>
事務事業の展開手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の相談支援専門員の数も少なく、資質の向上が求められている。各種研修会をはじめ、地域自立支援協議会の評価機能を活用するなど、相談員の質の向上を図る。</li> <li>・身体障害者相談員、知的障害者相談員の相談スキルの向上を図るため、研修会を開催する。</li> <li>・保護者の成年後見制度の理解を深めるため、研修会を開催する。</li> <li>・地域自立支援協議会において、各事業所間の情報交換を図り、適切なサービス向上に資する。</li> </ul>
ウ 人材育成・人材確保など	
エ 、規制、インセンティブ、情報、環境要因など	
オ 業務構造、事務事業間の連携など	<p>障害福祉サービス事業所の施設機能との役割分担を明確化し、役割を分け補いながら相互に利用できる体制を構築する。障害の特性、能力に応じたサービスを選択し、必要なサービスが利用できるよう支援する。</p>

事務事業の再編成

【⑨事務事業の再編成】

事業区分	予算区分	事業名(中事業名)	事業概要	H24	H25	H26	H27
既存	予算	障害者障害程度区分認定審査会運営	障害程度区分の審査・判定を行う。	■	■	■	■
新規拡充	予算	自立支援医療事業	障害の除去・軽減を図る医療	■	■	■	■
		育成医療事業(自立支援医療に包含)	障害のある児童の障害の除去、治療する医療		■	■	■
既存	予算	心身障害者医療費助成事業	重度障害者の医療費を軽減する。	■	■	■	■
既存	予算	日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るための用具の給付	■	■	■	■
既存	予算	訪問入浴サービス事業	身体障害で寝たきり等、居宅で入浴が困難な方へのサービス	■	■	■	■
既存	予算	日中一時支援事業	居宅での介護が一時的に困難になった場合の預かりサービス	■	■	■	■
既存	予算	成年後見制度利用支援事業	身寄りがなく判断困難な知的障害、精神障害の方の審判申し立てを町長が行う。	■	■	■	■
既存	予算	在宅酸素濃縮器利用助成事業	呼吸器疾患の方の在宅酸素療法の支援を行う。	■	■	■	■
既存	予算	特定疾患等福祉年金給付事業	特定疾患等に福祉年金を支給	■	■	■	■
既存	予算	難病患者等ホームヘルプサービス事業	難病患者に家事援助などの便宜を図る。	■	■	■	■
既存	予算	難病患者等日常生活用具給付事業	難病患者に用具を給付し、便宜を図る。	■	■	■	■
既存	予算	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	小児慢性疾患児に用具を給付し、便宜を図る。	■	■	■	■
既存	予算	障害者虐待防止事業	緊急時に居室を確保し、一時的に保護する。	■	■	■	■
既存	予算	障害者自立支援給付事業	日常生活を営む上で介護の必要な方に支援する介護給付と、自立した生活を営むための訓練や就職につながる支援を行う訓練等給付	■	■	■	■
既存	予算	補装具費支給事業	障害のある人の身体機能を補完する装具	■	■	■	■
既存	予算	知的障害者グループホーム体験ステイ推進事業	グループホームの体験的利用を通して自立支援を行う。	■	■	■	■
既存	予算	いこいの場事業	精神障害のある方の社会復帰のための居場所	■	■	■	■
既存	予算	いこいの場通所支援事業	集団療育活動を行い、長期休暇時の居場所支援とする。	■	■	■	■

既存	予算	地域活動支援センター運営事業	障害のある人が通い、創作的活動、生活活動、社会との交流を促進する事業	■	■	■	■
既存	予算	大崎地域広域行政事務組合知的障害児通園施設管理運営事業	大崎ほなみ園の運営を大崎圏域の自治体が支援する。	■	■	■	■
既存	予算	障害児通所支援給付事業	児童福祉法に基づく放課後等デイサービス、障害児相談支援事業等で児童の通所支援を行う。	■	■	■	■
統合新規	予算	障害者相談支援事業	障害のある人、家族からの相談に応じ、必要な情報提供や必要な権利擁護を行う。 現在、大崎圏域で設置する相談窓口を町単独で設置する。	■	■	■	■
既存	予算	身体障害者相談員及び知的障害者相談員設置事業	身体障害者相談員、知的障害者相談員を委嘱し、地域の身近な相談員として連携する。	■	■	■	■
廃止	予算	新体系定着支援事業	新体系移行後の事業運営を安定化させる。	■			
新規	予算	障害福祉サービス事業所整備事業	① わはわ美里の短期入所・地域活動支援センターの建設補助 ② のぎく、わはわ美里のグループホーム建設補助			■	■

【⑩外部評価意見】

事務事業形成に係る外部評価委員の意見			
主任評価委員		評価委員	

# 政策・施策形成に係る事務事業編成シート

<b>【①基本情報】</b>	調書NO	28.0	対象年度	24	担当課	健康福祉課	課長名	渋谷 芳和
分野分類	健やかで安心なまちづくり							
政策9	障害者福祉の充実							
施策28	暮らしやすい環境づくりの推進							

## 【②現状と課題(計画抜粋)】

- 障害のある人が、地域で安心して生活していくためには、住民が疾病や障害に対する正しい理解と認識を深める必要があります。
- 障害に対する理解は浸透しつつあるものの差別や偏見が見受けられ、住民一人ひとりの心のバリアフリー化が求められます。また、障害のある人が、安全に安心して生活し、社会参加するためには、建築物や道路、公共交通機関の生活環境の整備が必要です。
- 東日本大震災では、多くの尊い人命や財産が奪われ大規模な被害となりました。震災時の障害者支援では、避難誘導や燃料・食料・物資の調達が十分に行き届きませんでした。今後、大規模地震などの災害に備え、要援護者の登録や避難誘導、福祉避難所のあり方などに対応する必要があります。

## 【③施策の意図(計画抜粋)】

障害に対する理解を深める。

## 【④施策の展開(計画抜粋)】

- (1) 障害に対する理解を深める啓発活動を進めます。
- (2) 障害のある人にも、ない人にも、やさしいまちづくりを進めます。
- (3) 防災・防犯への対応に努めます。
- (4) 地域で支え合う輪を広げます。

## 【⑤主要な目標(計画抜粋)】

対象	町内の小学生、中学生及び高校生					
指標名	福祉体験学習・講座の受講者数(延べ人数)					
指標の考え方	障害のある人にとって、暮らしやすい環境となるには、若いときから疾病や障害に対する正しい理解と認識を深めていただくことが必要なことから、各体験学習や講座の受講者数の増加を目標にしました。					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	396人	317人	320人	350人	370人	390人
実績値	396人	317人				

基準値の設定概要	
----------	--

## 【⑥具体的な取り組み(計画抜粋)】

- (1) 生涯学習事業での出前講座や美里町社会福祉協議会が行う「キャップハンディ体験」などの福祉体験学習を支援します。《施策1と連携》
- (2) 障害のある人が利用しやすいように、公共施設、道路などのバリアフリー化を段階的に進めます。
- (3) 大規模地震などの災害に備え、避難誘導、福祉避難所の設置など災害支援に対応します。
- (4) 消費者被害を防止するため情報提供や消費者教育を行います。
- (5) 災害時要援護者支援制度に基づき、要援護者登録を進め、災害時をはじめ地域で見守り、助け合う体制を広げます。《施策20と連携》
- (6) 美里町社会福祉協議会のボランティア養成を支援し、ボランティア活動の場を提供します。

## 【⑦既存事務事業】 別紙「既存事務事業一覧表」のとおり

## 【⑧施策に対する事務事業の有効性検討】

区分	有効性に関する担当課の考え方
ア 施策の意図・対象に対する展開手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての町民に障害や障害のある人について理解していただくためには、障害者週間や障害者雇用支援月間等を契機に、関係団体と連携し、啓発活動を推進することが効果的である。また、児童期から障害に対する正しい理解を持つことが有効であることから、小・中学校の総合的な学習の機会を通して福祉学習を開催し、相互理解を深める。</li> <li>・公共施設の改修や道路整備を行う場合は、段差解消など障害のある人に配慮した環境整備(バリアフリー)を進めることにより社会参加が推進され、障害のある人もない人も安心して暮らせるまちづくりとなる。</li> <li>・災害時要援護者支援制度を推進し、災害時に避難誘導や安否確認の支援を地域の中で受けられるよう体制を整備することにより、地域で支え合う社会づくりに効果的である。障害のある人向けの福祉避難所として「のぎく」「わはわ美里」の施設を指定し、行動障害のある人を受け入れが可能となる。弱者を対象とした悪質商法による被害が増えているので、町の消費者相談員や障害福祉サービス事業所、保護者と連携し情報提供や消費者教育により被害にあわないよう啓発する。</li> <li>・町社会福祉協議会が行うボランティア養成講座を実施していることから、町は側面支援することが有効であり、必要に応じて障害福祉サービス事業所と連携を図りボランティア活動の場を提供する。</li> </ul>
イ 主要な目標・対象に対する展開手法	総合学習に福祉学習を取り入れるよう、町内の小・中学校、高校に働きかける。
事務事業の展開手法	
ウ 人材育成・人材確保など	美里町社会福祉協議会が行うボランティア養成講座により、人材育成を図る。
エ 規制、インセンティブ、情報、環境要因など	
オ 業務構造、事務事業間の連携など	美里町社会福祉協議会との事務事業の調整を図る。



## 【⑨事務事業の再編成】

事業区分	予算区分	事業名(中事業名)	事業概要	H24	H25	H26	H27
既存	予算	日常生活用具給付等事業 ※施策27/再掲	住環境の改善を図るため住宅改修を支援する。	■	■	■	■
既存	予算	災害時要援護者支援プラン策定事業 ※施策20/再掲	障害者等を要援護者登録し、災害時に安否確認、避難誘導する。	■	■	■	■
新規	予算	障害者福祉避難所整備事業	障害者の緊急受入できるよう設備を備え福祉避難所として整備する。		■		

## 【⑩外部評価意見】

事務事業形成に係る外部評価委員の意見			
主任評価委員		評価委員	

# 政策・施策形成に係る事務事業編成シート

【①基本情報】	調書NO	29.0	対象年度	24	担当課	健康福祉課	課長名	渋谷 芳和
分野分類	健やかで安心なまちづくり							
政策9	障害者福祉の充実							
施策29	自立支援と社会参加の促進							

## 【②現状と課題(計画抜粋)】

- 障害のある人もない人も、自立し安定した生活を送るために「働きたい」という意欲は普遍的なものです。就労は社会の一員として社会参加し、生きがいを持って生活を送る面からも極めて重要です。
- 障害のある人が地域の中で自立して生活していくためには、移動手段や情報等、社会参加するための手段の確保が必要不可欠です。
- また、教育においては、障害のある子どもが将来、自立し社会参加できるよう、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な教育や指導を通じて必要な支援が求められています。

## 【③施策の意図(計画抜粋)】

一般就労に結びつける。

## 【④施策の展開(計画抜粋)】

- 自立生活を支援するため就労支援を行います。
- 社会参加を図るため外出支援、コミュニケーション支援、スポーツ・レクリエーション活動を推進します。
- 障害のある子どもの発達段階に応じた一貫した相談支援体制を整備します。
- 学校教育において、障害のある児童・生徒に対する適切な教育と指導を充実します。

## 【⑤主要な目標(計画抜粋)】

対象	就労を希望する障害者					
指標名	一般就労に結びついた障害者数					
指標の考え方	障害のある人が自立し安定した生活を送るために、就労を希望する障害者を一般就労に結びつけることを目標としました。					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	0人	0人	1人	1人	1人	1人
実績値	0人	0人				

基準値の設定概要

## 【⑥具体的な取り組み(計画抜粋)】

- 障害のある人の就労支援を図るため、障害のある人の知識・能力向上を図る支援と企業等の障害に対する理解、啓発を促進します。
- 住民バスの運行、福祉タクシー利用助成により障害のある人の生活圏の拡大を図ります。《施策45と連携》
- 重度身体障害のある人に対する移送サービスを検討します。
- 手話通訳者等、要約筆記奉仕員を派遣し、聴覚障害のある人の意思疎通を図ります。
- 障害者福祉協会のスポーツ・レクリエーション活動を支援し、社会参加を促進します。
- 教育、医療、福祉、労働等の関係機関が一体となり一貫した相談支援体制の整備から、障害のある子どもが発達段階に応じて、適切な教育や指導を受けることができるようにします。
- 障害のある児童・生徒が地域の小・中学校に通学できるよう適切な特別支援教育を実施します。

## 【⑦既存事務事業】 別紙「既存事務事業一覧表」のとおり

## 【⑧施策に対する事務事業の有効性検討】

区分	有効性に関する担当課の考え方
ア 施策の意図・対象に対する展開手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある人が働ける地域をつくるため、当事者、企業、支援機関等の関係者のネットワークを構築し、情報交換を図り、当事者の就労に必要なスキルの習得、職場実習の確保、企業の理解など共通認識を持つことが有効である。今後、地域自立支援協議会の就労部会において、地域全体で障害者就労施策を考えていく上でのネットワークを検討し、ハローワーク、企業の協議会への参加を促し地域全体で取り組むことが効果的である。</li> <li>・日常生活に必要な外出支援として福祉タクシーなどの移動手段を確保することにより、生活圏の拡大に有効である。聴覚障害のある人の意思疎通を図るため、手話通訳者、要約筆記奉仕員を派遣することにより、行動範囲を拡大し社会参加につながる。障害者団体のスポーツ活動を支援することにより、体力向上、仲間との交流等、障害のある人にとって明るい生活の形成につながる。</li> <li>・障害のある子どもが発達段階に応じて、教育、福祉、医療、労働等の関係機関が一体となって支援する体制を整備するため、教育委員会と協議調整し、対応する。</li> <li>・学校教育における特別支援教育では、就学相談をはじめ日常的に関係機関間の連携が有効であり、有機的な相談支援を行う。</li> </ul>
イ 主要な目標・対象に対する展開手法	<p>障害者自立支援法に基づく就労移行事業を行う障害福祉サービス事業所が、一般就労を目指す利用者を訓練を通して知識・能力向上を図り、スキルの習得を支援する。また、就労支援には雇用する企業等の理解が不可欠であり、障害者雇用制度の周知をはじめ企業等への啓発を行う。また、地域自立支援協議会で、当事者、企業、支援機関等で構成する支援ネットワークを構築し、地域全体で障害者就労施策を検討する。</p>
事務事業の展開手法	
ウ 人材育成・人材確保など	<p>地域自立支援協議会の就労部会において、就労移行支援事業者間の情報交換を図り、支援体制の向上を図る。</p>
エ 規制、インセンティブ、情報、環境要因など	
オ 業務構造、事務事業間の連携など	<p>特別支援教育での関わりでは、教育委員会と密接に連携を図る。</p>

## 事務事業の再編成

## 【⑨事務事業の再編成】

事業区分	予算区分	事業名(中事業名)	事業概要	H24	H25	H26	H27
既存	予算	障害者団体スポーツ及びレクリエーション教室開催等事業	障害者団体のスポーツ活動を支援する。				
既存	予算	自動車運転免許取得費及び改造費助成事業	運転免許取得の助成、自動車改造助成により社会参加を支援する。				
既存	予算	福祉タクシー利用助成事業	重度障害の方にタクシー助成により生活圏を拡大する。				
既存	予算	コミュニケーション支援事業	聴覚等の意思疎通に支障がある方に手話通訳者を派遣する。				
既存	予算	移動支援事業	外出、余暇活動等の社会参加のための支援				

既存	予算	障害者自立支援給付事業 ※施策27／再掲	自立した生活を営むための訓練や就職につながる支援を行う。	_____	_____	_____	_____	_____
新規	予算	重度障害者移送サービス事業	重度身体障害者の外出支援サービス	_____	_____	_____	_____	_____
新規	予算	障害者就労支援事業	障害者の就労支援を行う。	_____	_____	_____	_____	_____

【⑩外部評価意見】

事務事業形成に係る外部評価委員の意見			
主任評価委員		評価委員	

# 政策・施策形成に係る事務事業編成シート

【①基本情報】	調書NO	30.0	対象年度	24	担当課	子ども家庭課	課長名	安部 直司
分野分類	健やかで安心なまちづくり							
政策10	子育て支援の充実							
施策30	働きながら子育てを行う家族を支援するための対策							

## 【②現状と課題(計画抜粋)】

- 少子化は、社会保障制度の後退や低迷する経済情勢を背景に、晩婚化、初子出産の高齢化、デインクス(夫婦共稼ぎ子どもなしの世帯)やシングル志向の増加など様々な要因によるもので、国の少子化対策においても思うような成果が見られません。
- 少子社会においては、安心して健やかに育てられる子育て環境がより一層求められます。
- 本町では、待機児童の解消を図るため、認可外保育施設入所児童の保護者に対する助成金制度を実施してきましたが、本制度の運用だけでは、待機児童を解消するための対策に限界があります。
- 今後は、現在、国で検討している「子ども子育て新システム」による「総合こども園」の整備、家庭保育福祉員(保育ママ)制度の導入等により、待機児童の解消を図る必要があります。

## 【③施策の意図(計画抜粋)】

各種子育て支援制度の充実を図る。

## 【④施策の展開(計画抜粋)】

- (1) 保育園(所)における延長保育と一時預かり、学童保育、障がい児保育を継続、充実します。
- (2) 「子ども子育て新システム」による幼児期の学校教育・保育の一体的提供、保育の量的拡大、家庭における療育支援の充実を推進します。
- (3) 家庭保育福祉員(保育ママ)制度の導入等により、待機児童の解消を図ります。
- (4) 育児を支援する各種制度の円滑な推進に努めるとともに、家庭における男性の子育てへの参加、啓発に努めます。

## 【⑤主要な目標(計画抜粋)】

対象	子育てを行う家族					
指標名	保育園(所)における待機児童数					
指標の考え方	子育て支援には、保育園(所)の受け入れ態勢の充実が不可欠なことから、待機児童数の解消を目標としました。					
目標値	H22(実績)	H23(実績)	H24	H25	H26	H27
	8人	10人	10人	5人	0人	0人
実績値	8人	8人				

基準値の設定概要	
----------	--

## 【⑥具体的な取り組み(計画抜粋)】

- (1) 延長保育、一時預かり、学童保育及び障がい児保育事業の継続と充実
- (2) 「総合こども園」の整備推進
- (3) 小規模保育事業者としての、認可外保育施設の継続支援
- (4) 家庭保育福祉員(保育ママ)制度の導入検討
- (5) 育児を支援する各種制度についての周知及び啓発《施策53と連携》
- (6) 保育園(所)と幼稚園の連携・融合の推進(幼保一体となった取組みの推進)《施策11と連携》

## 【⑦既存事務事業】 別紙「既存事務事業一覧表」のとおり

## 【⑧施策に対する事務事業の有効性検討】

区分	有効性に関する担当課の考え方
ア 施策の意図・対象に対する展開手法	延長保育については、午前7時から午前8時、午後6時から午後7時まで実施している。一時保育は2保育所(園)において実施、学童保育は5放課後児童クラブで実施している。障害児保育については、加配保育士2人を配置し実施している。
イ 主要な目標・対象に対する展開手法	今後の人口は減少傾向にあるものの、核家族化の進行により世帯数は増加していくものと予想される。特に東日本大震災後、駅東地区の転入等が著しくこの傾向は当面続くものと予想され、結果、核家族の増加に伴い待機児童も増加することが予想される。保育園(園)については、町内保育園への入所希望が叶わない場合は、保護者の勤務地等の状況に応じた町外保育園への受入れ支援や低年齢児の保護者に対し、経済的支援として認可外保育所施設入所に対する助成金制度を継続して実施していく。今後は、既存保育所(園)の定員増の検討や保護者の時短就労にあわせた一時保育利用の推進、家庭保育福祉員(保育ママ)制度の導入の検討や認可外保育所及び事業所内保育所の開設希望者に対して情報提供を行っていくが、将来的には新たに受け皿として保育園の整備を検討する必要があると考える。具体策として公設民営が望ましいと考えるが、「認定こども園」制度との兼ね合いもあり、今後十分検討していかなければならないところである。児童館については、学童保育の受入れを施設の状況に応じて柔軟に対応していく。
事務事業の展開手法	
ウ 人材育成・人材確保など	有資格者(非常勤職員及び臨時職員)の選考時期の見直し。家庭保育福祉員(保育ママ)の掘り起し
エ 規制、インセンティブ、情報、環境要因など	新設の場合の認可基準等 認可外保育所や事業所内保育所の開所希望者への情報提供 時短就労保護者に対して一時保育の充実 子育て支援サービス情報や相談の提供
オ 業務構造、事務事業間の連携など	各部署との児童に関わる事項について情報の共有化を図る。

## 事務事業の再編成

## 【⑨事務事業の再編成】

事業区分	予算区分	事業名(中事業名)	事業概要	H24	H25	H26	H27
新規	非予算	待機児童ゼロ推進検討事業	待機児童ゼロに向けた具体的施策の検討を行う。				
既存	予算	保育所(園)入所選考委員会運営	認可保育所(園)への入所の可否を決定				
既存	予算	児童厚生施設運営協議会運営	児童厚生施設の運営計画の策定及び管理運営について調査審議				
既存	予算	小牛田保育所施設管理	保育所施設の維持管理				
既存	予算	なんごう保育園施設管理	保育園施設の維持管理				
既存	予算	牛飼児童館施設管理	児童館施設の維持管理				
既存	予算	青生児童館施設管理	児童館施設の維持管理				

既存	予算	南郷児童館施設管理	児童館施設の維持管理					
既存	予算	不動堂児童館施設管理	児童館施設の維持管理					
既存	予算	他市町保育所委託事業	居住する自治体以外の公立・私立保育所にも通所					
既存	予算	低年齢児保育施設助成事業	認可外保育施設に対して、経営の安定を目的として支援					
既存	予算	認可外保育施設入所助成事業	認可外保育施設を利用する児童の保護者に対し、助成金を交付					
既存	予算	子ども手当給付事業	保護者に手当を支給し、家庭における生活の安定に寄与する。					
既存	予算	母子父子家庭医療費助成事業	母子父子家庭の医療費の経済的負担の軽減を図る。					
既存	予算	子ども医療費助成事業	医療費の経済的負担の軽減を図る。					
既存	予算	小牛田保育所事業	保育に欠ける乳幼児又は幼児を保育する。					
既存	予算	なんごう保育園事業	保育に欠ける乳幼児又は幼児を保育する。					
既存	予算	牛飼児童館運営事業	遊びの場の提供、育児等の相談、生活指導 放課後児童クラブ運営					
既存	予算	青生児童館運営事業	遊びの場の提供、育児等の相談、生活指導 放課後児童クラブの運営					
既存	予算	南郷児童館運営事業	遊びの場の提供、育児等の相談、生活指導 放課後児童クラブの運営					
既存	予算	不動堂児童館運営事業	遊びの場の提供、育児等の相談、生活指導 放課後児童クラブの運営					
既存	予算	地域組織活動支援事業	母親など地域住民が参加する地域組織活動を支援					

【⑩外部評価意見】

事務事業形成に係る外部評価委員の意見			
主任評価委員		評価委員	

# 政策・施策形成に係る事務事業編成シート

【①基本情報】	調書NO	31.0	対象年度	24	担当課	子ども家庭課	課長名	安部 直司
分野分類	健やかで安心なまちづくり							
政策10	子育て支援の充実							
施策31	出産や子育てに不安な家族を支援するための対策							

## 【②現状と課題(計画抜粋)】

- 育児に悩む母親が育児ノイローゼとなり、やがては子どもの虐待につながるケースが全国的に見られます。
- 子育て支援センター2か所での「遊びの広場」は、毎日、親子で賑わっています。
- 専従職員が1人のため、行事等が思うように実施できない状況にあります。

## 【③施策の意図(計画抜粋)】

子育ての不安解消を図る。

## 【④施策の展開(計画抜粋)】

- 「子ども子育て新システム」における「子ども子育て支援事業」として、子育て支援センターの機能を強化します。
- これから親になろうとする若い世代に対し、妊娠や出産、子育て、乳幼児教育の正しい知識の習得を図ります。
- 子育て支援センター以外にも身近なところで、気軽に相談できるよう、保育園(所)、児童館、幼稚園、子ども家庭課に個別の相談窓口を設置します。

## 【⑤主要な目標(計画抜粋)】

対象	子育て支援センター利用者等					
指標名	子育てに不安を抱く人の割合					
指標の考え方	子育て支援センターの利用者等に対し、アンケート調査を実施。「不安」と回答した利用者の割合を低下させることを目標としました。 ※平成24年度に実施するアンケート調査結果を基準値とします。					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	—	—	基準値	基準値↓	基準値↓	基準値↓
実績値						

基準値の設定概要	今後毎年定期的に支援センター利用者に対し、アンケートを実施して基準値を設定する。
----------	--

## 【⑥具体的な取り組み(計画抜粋)】

- 子育て支援センターの職員体制と事業内容の充実
- 赤ちゃんふれあい体験等家庭教育に関する学習機会の提供《施策1と連携》
- 各施設への相談窓口の設置による相談体制の拡充《施策19と連携》

## 【⑦既存事務事業】 別紙「既存事務事業一覧表」のとおり

## 【⑧施策に対する事務事業の有効性検討】

区分	有効性に関する担当課の考え方
ア 施策の意図・対象に対する展開手法	子育て支援センターの充実については、子育て支援センター2か所で年間延べ約7,000人が利用している。 子育て教室、乳幼児学級、家庭教育学級の開催については、町内中学校3校の生徒を対象に「赤ちゃんふれあい体験」を開催している。 来館者に対し、育児相談・遊びの指導等を行っている。 子育て相談窓口の設置については、子育て支援センター2か所で実施している。
イ 主要な目標・対象に対する展開手法	平成24年度に子育て支援センターの利用者を対象にアンケートを実施する。
事務事業の展開手法	
ウ 人材育成・人材確保など	これまで専従非常勤職員が1人だったが、今年度より2名体制となり行事等の事業の充実を図っている。
エ 規制、インセンティブ、情報、環境要因など	今後も支援センター事業を周知するための広報活動を継続的に展開していく。
オ 業務構造、事務事業間の連携など	子育てに対する不安の解消は子育て支援センターのみならず、保育所(園)、児童館共通の問題であるとの認識のもと、また保健師とも連携を図る。 各子育て支援センターの立地条件の違いから生じる問題点等を今後整理し、事業内容の充実を図る。



## 【⑨事務事業の再編成】

事業区分	予算区分	事業名(中事業名)	事業概要	H24	H25	H26	H27
既存	予算	小牛田子育て支援センター事業	育児不安を解消するための育児相談 子育て支援情報の提供				
既存	予算	南郷子育て支援センター事業	育児不安を解消するための育児相談 子育て支援情報の提供				

## 【⑩外部評価意見】

事務事業形成に係る外部評価委員の意見			
主任評価委員		評価委員	

# 政策・施策形成に係る事務事業編成シート

<b>【①基本情報】</b>	調書NO	32.0	対象年度	24	担当課	子ども家庭課	課長名	安部 直司
分野分類	健やかで安心なまちづくり							
政策10	子育て支援の充実							
施策32	児童虐待を防止するための対策							

## 【②現状と課題(計画抜粋)】

- 児童虐待に対する住民の理解度はまだ低く、身体的虐待のみと考えている人が多いのが現状です。
- 実際に、身体的虐待以外にも養育の放棄等が多く、支援と見守りを要するケースが増加していることから、児童虐待に対する住民の理解度を高める必要があります。また、理解度の高まりが要保護児童の早期発見など、地域ぐるみの見守りに発展させていくことが必要です。
- 要保護児童対策地域協議会は、調整機関として子育て支援センターが調整事務を行い、各学校等の教員、保健師等が支援対応に当たっているところです。
- 児童虐待の早期発見と迅速な対応が必要なことから、子育て支援センターの組織強化が必要です。

## 【③施策の意図(計画抜粋)】

児童虐待の防止を図る。

## 【④施策の展開(計画抜粋)】

- 地域全体で児童虐待についての理解を深め、子どもが発信している小さなサインを見逃さない環境づくりに取組みます。
- 児童虐待の早期発見と迅速な対応を確保するため、関係機関や地域、子育て支援センターが強い連携をもてるネットワークづくりを推進します。

## 【⑤主要な目標(計画抜粋)】

対象	要保護児童及び保護者等
目標	要保護児童数が増加している状況にあります。要保護児童対策協議会をはじめ、関係機関とともに支援と見守りを行いながら、要保護児童の終結に努めます。

基準値の設定概要	
----------	--

## 【⑥具体的な取り組み(計画抜粋)】

- 児童虐待の防止を推進するための啓発事業の展開
- 子育て支援センターの組織強化とネットワークづくり

## 【⑦既存事務事業】 別紙「既存事務事業一覧表」のとおり

## 【⑧施策に対する事務事業の有効性検討】

区分	有効性に関する担当課の考え方
ア 施策の意図・対象に対する展開手法	要保護児童の早期発見や適切な保護や支援を図るために、関係機関がその児童に関する情報や考え方を共有し、適切な連携のもと対応していく。
イ 主要な目標・対象に対する展開手法	要保護児童対策協議会をはじめ、関係機関とともに支援と見守りを行いながら、要保護児童の終結に努めます。 実務者会議は、実際に活動する実務者から構成される会議であり、学期ごとに定例的に行い、要保護児童の実態把握や支援を行っているケースの総合的な把握に努めている。 協議事項としては個別ケース検討会議で、子どもに直接かかわりを有している担当者や関係機関の担当者から子どもに対する具体的な支援内容が検討され、担当者の関わってきた状況の報告を行い、支援策や支援する機関を決める。
事務事業の展開手法	
ウ 人材育成・人材確保など	保健師、保育士等が虐待に関する研修に参加し情報や知識を養う。
エ 規制、インセンティブ、情報、環境要因など	環境要因については、保護者を取り巻く環境が厳しくなっており、親も心の余裕がなくなり、児童虐待に発展している場合が多い。広報誌、ホームページ、チラシ等で児童虐待防止に対する情報を地域の方々に周知する。
オ 業務構造、事務事業間の連携など	保育所、子育て支援センター、児童館、小中学校等での児童の小さなサインを見逃さず、見つけた場合には各関係機関に情報を共有できるよう迅速に連携を図り支援する。



## 【⑨事務事業の再編成】

事業区分	予算区分	事業名(中事業名)	事業概要	H24	H25	H26	H27
既存	予算	要保護児童対策地域協議会運営事業	要保護児童対策地域協議会代表者会議、実務者会議、個別ケース会議をそれぞれ開催。				
既存	予算	生活相談員設置事業 ※健康福祉課所管事業	生活相談員を設置し、児童虐待やDVなど当事者又は近隣住民等からの相談体制の充実を図る。				

## 【⑩外部評価意見】

事務事業形成に係る外部評価委員の意見	
主任評価委員	評価委員